

## 上越市緊急除雪作業報償金支給要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、異常降雪等により除雪不能路線が終日発生した場合等において、緊急的に市道の除雪作業を組織的に行った団体に対し、予算の範囲内において支給する報償金の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市道 道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定により市長が認定し、又は認定を予定している道路のうち、市が定めた除雪路線をいう。
- (2) 除雪作業 市道において概ね30m以上の距離を普通自動車1台が通行可能な程度に除雪又は排雪をすること（ただし、同一の箇所に係る除雪又は排雪については、1日につき、1団体かつ1回の作業に限る。）をいう。
- (3) 除雪機械 除雪機、農業用トラクター等に除雪機械器具を装着して使用する機械器具又はトラクターショベル等の建築機械をいう。

### (支給対象者)

第3条 報償金の支給を受けることができる団体（以下「支給対象者」という。）は、第7条の規定により事前登録を行い、市道の除雪作業を行う団体で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 町内会又は自主防災組織
- (2) 町内会の組又は班

### (対象経費)

第4条 報償金の支給の対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、市道の除雪作業に係るもののうち、次に掲げる経費とする。

- (1) 除雪労務費
- (2) 除雪機械の燃料費
- (3) 除雪機械の使用料

### (対象期間等)

第5条 報償金の支給の対象となる期間及び地区は、次の各号のいずれかに該当する期間及び地区とする。

- (1) 大雪災害対策本部が設置されている期間で、かつ、市が指定する期間及び地区
- (2) その他市長が必要と認める期間及び地区

(報償金の額等)

第6条 報償金の額は、別表に定めるとおりとし、一の期間につき一団体当たり5万円を上限とする。

(事前登録の方法等)

第7条 報償金の支給の登録をしようとする団体は、緊急除雪作業を実施する前までに上越市緊急除雪作業報償金事前登録書(第1号様式)を市長に提出しなければならない。ただし、道路交通の寸断等により、事前登録書の提出が困難と認められる場合は、市長が別に定める方法により報告するものとする。

(実績報告)

第8条 支給対象者は、除雪作業の実施後、速やかに上越市緊急除雪作業報償金実績報告書(第2号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 除雪作業中の写真
- (2) 除雪作業を実施した路線図面
- (3) 除雪機械の写真(除雪機械を使用した場合に限る。)
- (4) その他市長が必要と認める書類

(報償金の額の確定)

第9条 市長は、前条の規定による実績報告を受けた場合において、報告書等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、これに適合するものであるかどうかを調査し、適合の  
決定  
可否を決定したときは、上越市緊急除雪作業報償金支給  
通知書(第3号様式)により  
却下  
支給対象者に通知するものとする。

(報償金の支払等)

第10条 支給対象者は、前条の通知があったときは、市長が別に定める請求書により報償金を請求することができる。

(報償金の返還)

第11条 市長は、支給対象者が偽りその他不正の手段により報償金の支給を受けたと市長が認めたときは、報償金の一部又は全部を返還させることができる。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年12月15日から実施する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から実施する。

別表（第6条関係）

対象経費	単価	
除雪労務費	1 mにつき50円	
除雪機械の燃料費	1 mにつき40円	
除雪機械の使用料	除雪幅1,000mm未満の除雪機械	1日1台当たり10,000円
	除雪幅1,000mm以上の除雪機械	1日1台当たり15,000円

備考 当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

第1号様式（第7条関係）

上越市緊急除雪作業報償金事前登録書

年 月 日

（宛先）上越市長

住所（所在地）

団 体 名

氏名（代表者氏名）

電 話 番 号

上越市緊急除雪作業報償金の支給を受けたいので、上越市緊急除雪作業報償金支給要綱第7条により、事前登録します。

第2号様式（第8条関係）

上越市緊急除雪作業報償金実績報告書

年 月 日

(宛先) 上越市長

住所（所在地）

団 体 名

氏名（代表者氏名）

電 話 番 号

上越市緊急除雪作業報償金の支給を受けたいので、上越市緊急除雪作業報償金支給要綱第8条により、次のとおり報告します。

作業場所等	上越市 地内（除雪範囲： 世帯）		
実績報告額	総額	積算根拠（除雪延長（m）は累計を記入）	
	円	・除雪労務費（1mにつき50円）	
		50円 × m =	円
		・除雪機械の燃料費（1mにつき40円）	
		40円 × m =	円
		・除雪機械の使用料	
		除雪幅1,000mm未満の除雪機械 10,000円 除雪幅1,000mm以上の除雪機械 15,000円	
	作業日	機械メーカー・型番	金額
			円
			円
			円
作業年月日	年 月 日		
添付資料	(1) 除雪作業中の写真 (2) 除雪作業を実施した路線図面 (3) 除雪機械の写真（除雪機械を使用した場合） (4) その他市長が必要と認める書類		

（上越市暴力団の排除の推進に関する条例に基づく暴力団の排除のための誓約）

- (1) 報償金を暴力団の活動に使用しません。
  - (2) 報償金の支給の対象となる事業により暴力団に対し利益を供与することはありません。
  - (3) (1)又は(2)に反する場合は、この申請を却下され、報償金の支給の決定を取り消され、又は支給を受けた報償金を返還することを承諾します。
- 上記について誓約します。（にレ点を記入してください。）

第3号様式（第9条関係）

上越市緊急除雪作業報償金支給  
決定  
通知書  
却下

第 号  
年 月 日

様

上越市長

年 月 日付けで報告のあった上越市緊急除雪作業報償金の支給について、  
とおりに決定  
次の理由により却下  
したので通知します。

決 定	報償金の額	円
却 下	理 由	